

家族信託とは

超高齢化社会の日本では、親族や自分自身が認知症となった場合の財産管理の問題が大きくなっています。認知症になってしまうと意思能力が失われるため、契約行為ができなくなります。自分の親が認知症になってしまうと、その定期預金の解約や不動産の売却などができなくなってしまうのです。

そうした事態に備えるため、最近注目されているのが「家族信託」という制度です。資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる**家族**に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「**家族の家族**による**家族**のための**信託**（財産管理）」と言えます。家族・親族に管理を託すので、高額な報酬は発生しません。委託者である老親が、受託者となる子どもに贈与することなしに、財産の管理や処分を任せることができます。

家族信託のメリット

1. 遺言書ではできない資産（受益権）の渡し方、タイミング、順序を指定できる。

遺言では例えば、以下のようなニーズには対応できません。

- ・ 年金のように毎月定額を渡してほしい。
- ・ 遺産の貰い手（相続人や受遺者）が一定の年齢になったら（たとえば成人したら）遺産を渡してほしい。
- ・ 遺産の貰い手が、将来その遺産を使いきれずに死亡したら、その次の財産の貰い手まで指定したい。
- ・ 特定の目的（家の増改築や入院、施設入所等）のために遺産を活用してほしい。

「信託」という法律行為を利用することで、これらのニーズに応えることが可能になります。

具体的には、単に「誰にどんな財産をあげる」というのではなく、遺言の中で遺産を「信託財産」に組み込み、信託の枠組みの中で「誰に、いつ、何の目的のために、どのような形で財産をあげるのか」を指定することができるのです。

2. 成年後見制度より使い勝手がいい。

判断能力の不十分な高齢者・障がい者の財産管理の手段として以前から利用されているのが成年後見制度ですが、この制度の趣旨は本人の財産を少しでも減らさないように財産を管理することで、財産を処分するには裁判所の許可が必要となります。

- ・ 判断能力が低下した後でも、積極的な資産運用（株式投資や賃貸不動産の取得等）をしたい。
- ・ 判断能力が低下した後でも、相続税対策として生前贈与を継続していきたい。

成年後見人に財産管理をお願いすることに替えて、契約で信頼できる方に今から財産を託し、本人の趣旨（目的）に沿った管理をお願いすることで、使い勝手のよい財産管理の手法として利用することが可能になります。

